●令和元年度　監査テーマ　子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

1．総論

（11）平成29年度包括外部監査結果に対する措置状況について

No.	項　目	監査結果（要旨）	担当部署	結果への対応（R5.4末現在）
1	平成29年度包括外部監査結果に対する措置状況 〔報告書86ページ〕	平成29年度包括外部監査における指摘（例えば、文書索引目次が作成されていないなど）について、子ども青少年部全体で対応されておらず、措置されているとは認められなかった。	子ども青少年部	包括外部監査における指摘については、包括外部監査結果報告書を部内全体に共有し、指摘事項に対応するとともに、令和2年7月に事務検証チェックリストを用い、対応状況の確認を行った。

2．各論

（10）ファミリーサポートセンター事業

No.	項　目	監査結果（要旨）	担当部署	結果への対応（R5.4末現在）
2	枚方市地域子育て支援拠点等運営法人の購入した備品について 〔報告書107ページ〕	枚方市地域子育て支援拠点等運営事業仕様書において、委託料により運営法人が購入した備品類（購入金額30,000 円以上のものに限る。）の所有権は市に帰属するものであることが明記されている。枚方市物品管理規則第7条によると、「物品出納員は、1件3万円以上の備品について、備品管理台帳を作成し、及び記録管理をしなければならない。」と規定されているが、該当する備品について、備品の計上が行われていなかった。市の所有に服する備品の計上が行われていないことは、この規則に違反しており、子育て事業課は運営法人に対し事前又は事後の申請・報告等を求めて備品管理台帳を作成し、記録管理をする必要がある。	子育て事業課	令和4年7月及び令和5年3月、備品台帳をもとに、備品について運営法人と現地確認を行った。 仕様書については、次回、委託契約時（令和6年4月）に帰属時期を「委託期間終了後」と明示し、それまでの間の措置として、所有権の帰属時期を示した覚書を締結済みである。
3	枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定審査会会議録の作成について 〔報告書109ページ〕	会議録の作成期間は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第6条において、会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね2月以内となっているが、会議録の作成がされていない。枚方市附属機関条例第6条第2項においても、会議録を作成しなければならないと定められている。枚方市附属機関条例等に基づき速やかに会議録を作成し公開されたい。	子育て事業課	枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定審査会会議録について、令和4年11月に公表済みである。

（11）公立保育所施設改善補修事業

No.	項　目	監査結果（要旨）	担当部署	結果への対応（R5.4末現在）
4	禁野保育所へのAED設置に係る施設カルテについて 〔報告書112ページ〕	施設カルテを閲覧したところ、禁野保育所のAED（除細動器）設置の有無の箇所が実際に設置されているにもかかわらず「無」と記載されていた。AEDは万が一の際の対応として、園児や市民の安全性を確保するために重要なものであり、禁野保育園のAED設置の有無の修正に加え、再発防止に向けた仕組づくりを行う必要がある。	子育て運営課	平成30年度施設カルテより禁野保育所のAEDの設置の有無について、有に修正を行い、他の施設の施設カルテについても不備等がないか確認を行った。 また、再発防止に向けて、資料作成の際に確認担当者名等の記録を行うチェックシートを作成した。チェックシートを用いて複数人による不備等の確認を行い、決裁に確認結果を添付することで、正確な情報の記載を徹底することとした。

（13）認定こども園施設型給付事業

No.	項　目	監査結果（要旨）	担当部署	結果への対応（R5.4末現在）
5	委任状のチェック漏れについて 〔報告書119ページ〕	ある認定こども園から提出された委任状では、委任するものに関するチェックが漏れていた。給付費の請求及び受領の権限に係る委任が形式的に整わない状態であり、委任範囲が特定されていない委任状に基づく手続きを行うべきではなかった。今度同様のチェック漏れが生じないようにチェック漏れを防ぐ仕組みづくりが必要である。	子育て事業課	委任状の様式内に当課において確認した記録を残す欄を設け、チェック漏れを防ぐ措置を講じた。
6	施設機能強化推進費加算に係る実績報告書の提出遅延 〔報告書119ページ〕	施設機能強化推進費加算に係る実績報告書は申請の翌年度の4月末までに提出しなければならない。しかしながら、ある認定こども園の平成29年度の施設機能強化推進費加算に係る実績報告書を、提出期限を超過した平成30年9月28日に受領していた。申請の翌年度の4月末までの提出を徹底すべきである。	子育て事業課	全認定こども園へ4月末までに実績報告書を提出するよう周知し、該当施設から実績報告書の提出を受けた。

(17)地域型保育給付事業

No.	項　目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R5.4末現在)
7	施設機能強化推進費加算に係る実績報告書の提出遅延 〔報告書133ページ〕	小規模保育事業所への給付費の加算における施設機能強化推進費加算について、施設機能強化推進費加算に係る実績報告書を市に提出する必要があるが、2件中2件に提出遅延が見られた。申請の翌年度の4月末までの提出を徹底すべきである。	子育て事業課	全小規模保育事業実施施設へ4月末までに実績報告書を提出するよう周知し、該当施設から実績報告書の提出を受けた。

(23)保育所等研修事業

No.	項　目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R5.4末現在)
8	子育て支援員研修事業実績報告について 〔報告書148ページ〕	枚方市子育て支援員研修事業について、受講者から提出された報告書を閲覧したところ、書類の不備が見られた。不備ある書類に基づく実績確認は適切ではない。記載漏れ等の不備をチェックする仕組みを作る必要がある。	子育て事業課	本報告書のチェック漏れがないよう、チェックした結果を本報告書内に記録するようにした。

(30)子育て短期支援事業

No.	項　目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R5.4末現在)
9	契約内容に基づく手続の履行及び効率的な事業運営について 〔報告書163ページ〕	利用決定通知書の控えの利用日時が手書き取り消し線で修正されているものが認められ、利用者等へ渡した書面との同一性を確認できない状況であるなど、複数の手続の不備が見受けられる。適切かつ効率的に手続を履行できるよう、マニュアルを作成して適切に運用する必要がある。	子ども総合相談センター	令和2年4月にマニュアルを作成し、事務の流れ等の手順を整理することで、担当者が交代した場合でも事務が不備なく実施できるようにした。

(32)就業・自立支援センター事業

No.	項　目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R5.4末現在)
10	契約内容に基づく手続の履行について 〔報告書165ページ〕	就業・自立支援センター事業において、業務委託契約書に付随する条項第3条に受注者は契約金額内訳書及び工程表を発注者に提出すると規定されているが、工程表が入手されていなかった。今後の再発防止に向けての仕組みづくりが必要である。	子ども総合相談センター	令和元年度の工程表を入手し、令和2年度契約時までに提出書類にかかるチェックシートを作成した。

(42)母子父子寡婦福祉資金貸付事業

No.	項　目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R5.4末現在)
11	利率の誤りについて 〔報告書177ページ〕	生活資金貸付について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条4項の改正により平成28年4月1日から有利子貸付の利率が年1.5%から年1.0%に改正されていたが、ある貸付番号では利率が1.5%のまま誤って契約締結され、管理システム上も誤った利率で登録されていた。今後の再発防止に向けての仕組みづくりが必要である。	子ども総合相談センター	利率を入力する際は、複数人でチェックし、チェック日等を決裁に記載していくこととした。